

令和2年度 国立大学法人電気通信大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学士課程は、学問分野からの学科という括りではなく、より広い視野のもとで工学基礎を学ばせることを指向し、学科の枠を超えた「類」という3つの括りの教育組織として平成28年度に再編する。この学士課程においては、これまで以上に幅広い視野を育む学修者主体の教育課程を実現させるため、「類」の3年次以降中心となるプログラムにより、博士前期課程にシームレスに繋がる一貫教育とする。共通基礎科目群により培った幅広い教養と基礎学力の上に、実践力の育成に特徴を持たせた段階的なカリキュラムを編成し、カリキュラムマップとシラバスにより管理する。また、理工系の専門だけに偏らない視野を持たせるために、近隣大学と連携・協働した教育プログラムを新設する。

- ・【1-1】学年進行が完了した情報理工学域のカリキュラムについて、改善すべき点を検討し、必要に応じて見直しを行う。
- ・【1-2】1年次生を対象に数学、理科等の基礎学力調査を実施する。
- ・【1-2】西東京三大学（電気通信大学、東京農工大学、東京外国語大学）連携事業の取組みを行う。
【協働共通教育プログラム】
 - ・3大学協働基礎ゼミの実施
 - ・英語による共通教育科目の実施

【2】学生の主体的な学びを定着させるため、入学後、段階的に専門分野を選ぶことができる履修制度の導入、及び学生の成績や履修状況等を考慮しながら履修相談や学生指導を行う「アカデミックアドバイザー」を配置する。また、ICTを利用したアクティブ・ラーニング（能動的学習）を推進するため、FD（ファカルティ・ディベロップメント）や講習会を開催するとともに、自習教材開発に対する手引書を作成する。

- ・【2-1】大学教育センターに配置したアカデミックアドバイザーによる履修相談や学生指導を引き続き実施する。

【3】グローバルかつイノベティブな資質を養成し、国際社会で通用する実践力を育成するため、ものづくりを楽しむ「楽力工房」などの体験教育を全学的に展開する。また、英語による表現力や発表力などを培うコミュニケーション能力開発教育、及び問題設定力や課題解決力などの能力を養成するPBL(Project Based Learning)教育を充実させるほか、産学連携による特色ある教育などを加速させる。更に、国内外でのインターンシップを平成33年度までに1,200名以上に増やして実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【3-1】「楽力工房」、「高度 ICT 試作実験公開工房」における実践力育成のための体験教育を全学的に実施する。また、倫理・キャリア教育科目「イノベティブ総合コミュニケーションデザイン」の発表会を開催し、学内外の教職員や学生に広く公開する。
- ・【3-2】PBL 教育を充実させるため、以下の科目を開講する。「キャリア教育基礎」、「キャリア教育リーダー」、「イノベティブ総合コミュニケーションデザイン1 (iCCD1)」、「イノベティブ総合コミュニケーションデザイン2 (iCCD2)」
- ・【3-3】国内インターンシップ及び国際インターンシップ(海外)について、受け入れ先の開拓をする等実施人数を増やす取組みを行う。
- ・【3-4】産学連携による特色ある教育として以下の科目を開講する。
 - ・学域の全学年を対象とした「情報化社会におけるクリエイティブビジネスと著作権」
 - ・大学院(博士前期課程、博士後期課程)の全学年を対象とした「データアントレプレナー実践論」、「データサイエンティスト特論」
- ・【3-5】「外国語運用工房」におけるコミュニケーション能力・グローバル活動能力の育成教育を全学で実施する。

【4】大学院課程(博士前期課程)においては、リーダー的高度専門技術者を養成するため、学域3年次から博士前期課程2年次までの教育プログラムによる学士課程教育との連携と継続性の確保に加え、学域・修士一貫の「UEC グローバルリーダー育成プログラム (GLTP)」を実施する。このプログラムでは、国内外の長期インターンシップや学外の研究機関でのアカデミックインターンシップ、海外留学などの学外研修(Off Campus Traineeship)を義務付け、更にセミナーやミニカンファレンスを学生に企画させ、実践的な課題設定・解決能力と幅広い専門知識を学ばせる。

- ・【4-1】学域・修士一貫の「UEC グローバルリーダー育成プログラム (GLTP)」について、引き続き第5期生を受け入れる。

【5】大学院課程（博士後期課程）においては、アカデミアのみならず広い分野で活躍できるリーダー的高度専門技術者・研究者を養成するため、国内外の大学等との教育・研究相互連携協定に基づき、専攻のみならず幅広い分野にわたる教育プログラムを開設する。

- ・【5-1】「国際協働大学院プログラム」の情報理工学研究科機械知能システム学専攻先端ロボティクスジョイントプログラムにおいて、協働開講授業科目「Advanced Robotics and Mechatronics Engineering」を開講する。
- ・【5-2】海外大学とのダブルディグリープログラムを実施する。
- ・【5-3】西東京三大学（電気通信大学、東京農工大学、東京外国語大学）連携による共同サステイナビリティ研究専攻において、共通基盤科目、サステイナビリティ研究セミナー／ラボワーク科目及び実践実習科目の2年次科目を開講する。

【6】国内の大学と産業界及び行政が連携した「スーパー連携大学院プログラム」を通じて、地域の課題解決と人材育成をセットにして実施する仕組みを開発するとともに、実践的課題解決を目指したプロジェクト研究を、寄附講座を提供した企業等とともに協働・実施する。更に、近隣大学との連携をより強化し、地域研究のための連合研究科を構想する。

- ・【6-1】「スーパー連携大学院プログラム」を実施する。
- ・【6-2】西東京三大学（電気通信大学、東京農工大学、東京外国語大学）連携による共同サステイナビリティ研究専攻において、共通基盤科目、サステイナビリティ研究セミナー／ラボワーク科目及び実践実習科目の2年次科目を開講する。
- ・【6-3】本学における産学連携を基軸とし、各教育研究組織の先端的な「知」と「技」を活用した「発展的な教育研究プログラム」を産業界に提供することを目的としたエクステンションプログラムの具体的な運営方針を構築する。

【7】社会人学生が学びやすい教育環境を整備するため、履修状況に配慮した授業収録システムの導入や、eラーニングと対面授業を組み合わせたブレンデッド型授業を実施する。

- ・【7-1】社会人修士学生が受講する大学院科目について、eラーニングと対面授業を組み合わせたブレンデッド型授業を実施する。

【8】教育の質を維持・向上させるため、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、カリキュラムマップ、授業科目ナンバリング及び学修ポートフォリオ等を導入するとともに、学内外の様々なデータの収集、分析などを行うIR（インスティテューショナル・リサーチ）手法を取入れ、学士課程教育の体系化・実質化及び学修成果の可視化を行う。

- ・【8-1】学修ポートフォリオによる学生の自律的な学修を引き続き支援する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【9】体系的な教育実施体制を構築するため、教育プログラムに対応して、柔軟な教員配置を行うとともに、シラバスと連携したカリキュラムマップを導入し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を学内外へ明示することで学生・教員間の共通認識、教員の教育力の向上、授業の改善等を行う。また、大学教育センターが中心となり、全専任教員をFD活動に参加させ、組織的に教育効果を測定し教員へフィードバックする。

- ・【9-1】大学教育センターを中心に、教育改善に繋がるFDを開催するとともに、授業評価アンケートで教育効果を測定し、効果的な教員へのフィードバックを行う。

【10】学生への教育トレーニングの機会を図るため、担当教員のもと、学生が授業の補助や運用支援を行うTA（ティーチング・アシスタント）制度及び学域の学生に対する教育として、学生が学生支援や教育の補助業務に従事することにより学生相互の成長を図るSA（スチューデント・アシスタント）制度の機能を拡張し、英語に限らずライティングに悩む学生に対して支援する「ライティング・サポート・デスク」をはじめとする様々な学修支援に学生を参画させる。

- ・【10-1】学生相互の成長を図るSA（スチューデント・アシスタント）制度について、SA学生への事前研修や周知広報を強化するなどの取組を一層充実させるとともに、SA学生が業務について気軽に学生課担当職員に報告・連絡・相談できる環境を醸成し、SA学生の能力向上を図る。
- ・【10-2】学生への教育トレーニングの機会を図るため、TA制度を実施する。
- ・【10-3】実践的コミュニケーション推進室において、外国語の修得に悩む学生に対し、教員及び学生によるライティング・サポート・デスクを含む全般的な言語に関する学修アドバイスを行う。

【11】ICTを活用した教育環境を整備するため、eラーニングやアクティブ・ラーニングを実施する施設・設備を整備するとともに、電子化の進んだ学術情報の利用支援体制を構築するため、図書館の使い方や電子ジャーナルの効率的な利用及び研究倫理などを指導する情報リテラシー教育を実施する。

- ・【11-1】eラーニングやアクティブ・ラーニングを推進するために、教育環境の整備を進める。
- ・【11-2】各種のアクチュエーション機能の整備を始め、「UEC Ambient Intelligence Agora」の機能の充実を図り、先進的な教育・研究の場としての活用をさらに進める。
- ・【11-3】アクティブ・ラーニング環境を活用し、学生の主体的学修を支援するとともに、教育・研究の質の向上に資する各種プログラムを実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【12】学修・生活・健康等の相談に的確に対応するため、学生支援センターと保健管理センターの連携を深める。学生アンケートや研修の実施による学生メンターの育成や、障害学生支援室により、障害学生の個々のニーズにあわせた支援を行うなど、学生支援体制を充実する。

- ・【12-1】学生のメンタルヘルスについて、教職員に対する啓発活動や学生向け講習会を実施する。また、学生メンター相談会について、より多くの学生が相談に訪れやすくなるよう、昨年度までの取り組みに加え、複数の学生が参加するカジュアルなグループ懇談形式の相談会を検討し、試行として実施する。
- ・【12-2】障害学生支援について、教職員に対する啓発活動を実施するとともに、各障害学生の特性に合わせた支援の充実を図る。特に、高学年の障害学生への対応のため就職支援体制の強化に重点を置く。
- ・【12-3】保健管理センターと学生支援センターの連携を強化し、必要に応じて学生支援担任、指導教員、学生保護者などとも連携し、引き続き学生支援体制の充実を図る。
- ・【12-4】学生アンケートを実施し、本学学生の生活の現状や要望等を把握することにより、学生サービスの向上に役立てる。

【13】本学独自の奨学金である UEC 奨学金制度を学域（学部）生のみならず大学院生も対象とするなど、学生への経済的支援を充実する。

- ・【13-1】令和元年度に創設した学域生を対象とする UEC 成績優秀者特待生制度及び UEC 学域奨学金制度について、令和2年度から制度を実施する。令和2年度以降の入学者への新規募集を停止することとした UEC 修学支援奨学金制度については、在学する奨学生に対する支援を継続する。また、大学院博士前期課程奨学金制度及び同博士後期課程奨学金制度について、令和元年度に行った制度の一部改正を踏まえて実施し、支援の充実を図る。

【14】同窓会（目黒会）と連携し、留学生向けの就職説明会などを充実させるとともに、就職説明会、就職対策セミナーを毎年15回以上実施する。また、就職してからのミスマッチを減らすため、業界研究相談やキャリアコンサルタントとのグループワークを積極的に行うなど、更にきめ細かい就職支援を実施する。

- ・【14-1】業界研究・エントリーシート対策・筆記試験対策・面接対策等の就職説明会や就職セミナーについては、より多くの学生が参加できるように開催時期や実施内容について検討の上、年15回以上実施する。また、学生支援センター就職支援室、各専攻等の就職事務室・担当教職員、本学同窓会（目黒会）が連携した就職支援を継続して実施する。

【15】学生生活環境を更に充実させるため、留学生と日本人学生が文化の壁を越えて交流できる新しい学生宿舎を設置するほか、福利厚生施設や附属図書館内のグループ学習室などを改善・整備する。

- ・【15-1】平成29年度に整備した UEC Port 学生宿舎について、令和元年度までの運営実績を踏まえて、安定的な運営を行いながら、入居学生の利便性向上のためにチューター制度の活用やこれまでの管理運営等における改善点の洗い出しを含め、管理運営体制の一層の充実を図るための方策の検討を進める。
- ・【15-2】「UEC Ambient Intelligence Agora」の将来計画を策定するとともに、学修環境と支援サービスを向上させるための研究活動をさらに進める。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【16】 大学入学前後でのフォローアップを含めた高等学校との連携強化をミッションとする「高大連携推進室」をアドミッションセンター内に設置する。ここを中心に、入学者選抜の評価の基準を明確にした入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を、来る入試改革に備えて見直しを図り、学力そのものの評価、及び多様性、主体性、協働性などの評価を可能とする新しい入学者選抜を導入する。また、すでに学士課程の一部の類で実施している、面接試験時の自由研究発表を評価する推薦入試「UEC パスポートプログラム」について、その他の類においても評価方法を検討し、学士課程全体に拡大させる。

- ・【16-1】 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、面接試験と提出書類により多面的・総合的な選抜を行う「総合型選抜」を学士課程全体で実施し、一般選抜、学校推薦型選抜とあわせた新たな入学者選抜体制を確立する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【17】 高い研究水準の維持・向上を図り、より一層の研究力を強化するため、研究推進機構の研究企画室が中心となり、研究分野ごとの活動状況及び研究成果を経年変化も含めて調査・分析し、視覚的に整理する。また、本学の強みを伸ばすため、工学系・情報系の新たな評価指標を調査研究し、それに基づいた学内資源を戦略的・重点的に投資するなどの施策を通じ、平成 33 年度までに工学系・情報系分野の国際共著率を 25%以上に増やし、国際的な研究活動を強化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【17-1】 「D.C.&I.戦略」を踏まえ、研究力強化に向けた重点投資のための教員パワー分布分析を実施し、組織連携と資金獲得の取組を強化する。

【18】 これまでの研究活性化支援システム、RA（リサーチアシスタント）制度、研究者交流支援制度などの研究支援制度について検証し、更に充実させるとともに、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）による各種調査・分析等を踏まえ、新たな研究プロジェクトの企画提案と研究グループの組織化を行う。

- ・【18-1】 「D.C.&I.戦略」を踏まえ、研究インテグレーションプラットフォームの構築を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】光科学分野における新たな国際的研究拠点として「コヒーレント光量子科学研究機構」を創設し、「共同利用・共同研究拠点」の形成に向けた共同研究活動を展開する。また、情報学基礎、通信・ネットワーク工学、計算機科学、ロボティクス等の分野の研究力を強化するため、平成33年度までに国内外からこれらの分野の研究者を1,000名以上招へいして研究力を活性化させるとともに、学内の施設及び人的資源を再配置し、先端的研究を先導するための研究センター・研究ステーションを整備する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【19-1】本学の強みである光科学分野における共同研究活動をさらに活性化させ、拠点形成の取組を推進する。
- ・【19-2】国内外の研究者との交流を促進するための研究者交流事業を実施する。

【20】学内外の様々なネットワークを活用し、本学の研究力強化施策の企画・立案・実行を強力に支援する能力を持ったURAを継続的に育成・確保するシステムを確立する。

- ・【20-1】ネットワーク型URAの更なる機能強化と継続的な育成・確保のため、URA制度の再構築に係る基本設計を策定する。

【21】若手教員への研究費支援、国際会議研究発表等への派遣費支援、女性教員への研究支援員の派遣及び外国人研究者受入れ支援等を充実させ、若手研究者については、テニュアトラック制を引き続き推進するなど、平成33年度までに40歳未満の専任教員の比率を23%以上に増やし、女性研究者については、テニュアトラック制に女性枠を設けるなど、在籍者数を100名以上に増やす。また、外国人研究者については、専任教員として25名以上になるよう増やす。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【21-1】「第3期中期目標計画期間における人事計画」に基づき、教育研究職員の退職者補充は原則若手人材を採用し、若手教員の比率向上を目指すとともに、学長のリーダーシップの下、多様な財源による若手教員の公募について検討する。
- ・【21-2】助教について、引き続きテニュアトラック制を推進し、国際公募により広く国内外からの人材確保に努める。女性研究者については、男女共同参画・ダイバーシティ戦略室の広報を通じて女性研究者の応募を促す。
- ・【21-3】男女共同参画・ダイバーシティ戦略室が中心となり、女性研究者のリーダー育成、ワークライフバランス支援などの取組を促進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【22】社会人が学びやすい教育環境を整備するため、社会人のニーズに沿った教育プログラムとして、人材養成目的に応じて必要な講習を体系的に編成した「履修証明プログラム」を開設する。

- ・【22-1】履修証明プログラムとして、「ウェブシステムデザインプログラム」及び「AI・セキュリティ人材育成プログラム」を開講する。

【23】 地域社会の活性化に貢献するため、社会連携センターが中心となり、ICTを活用した地域との連携企画や公開講座による生涯学習の推進・支援、青少年に対する科学教育、ボランティア活動などを実施する。公開講座については、平成33年度までに60講座以上開講する。

- ・【23-1】 ICTを活用した教育機関との教育連携を実施する。
- ・【23-2】 大学主催や地方公共団体等と連携した公開講座等を開催し、生涯学習の推進・支援を行う。
- ・【23-3】 小・中学生等を対象とする科学教育理解のための活動を行う。
- ・【23-4】 学生のボランティア活動の支援を行う。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【24】学生の海外留学や海外派遣の機会を拡充するため、海外留学において学生が履修可能な科目、帰国後における単位認定に関する基準・手続等の情報を事前に提供できるシステムの整備や、学生の経済的負担を軽減する支援策などを構築する。

- ・【24-1】海外留学において、学生の経済的支援策を引き続き実施するとともに、新たな交換留学や短期留学について、学内外での連絡調整を行い、プログラムを拡充する。

【25】優秀な外国人留学生を積極的に受け入れ、教育内容と教育環境の国際化を進めるため、クォーター制の導入や英語による授業科目の増加、海外大学とのダブルディグリー（DD）、ジョイントディグリー（JD）などを実施する。また、海外からの留学支援体制などを充実させ、平成33年度までに外国人留学生の受入れを20%増やす。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-1】英語による大学院講義の新たな分類に沿って、講義科目の英語化を実施する。
- ・【25-2】「国際協働大学院プログラム」の情報理工学研究科機械知能システム学専攻先端ロボティクスジョイントプログラムにおいて、協働開講授業科目「Advanced Robotics and Mechatronics Engineering」を開講する。
- ・【25-3】引き続き外国人留学生の受入れを促進するため、新規に国費外国人留学生向けプログラムを実施する他、海外協定校との共同教育プログラム、海外の教育研究支援センターなどを活用した広報活動などを実施する。併せて、留学支援についても充実を図る。
- ・【25-4】海外大学とのダブルディグリープログラムを実施する。

【26】国際競争力を向上させるため、職員宿舎地区の再開発による100周年キャンパスに国際研究拠点の設置や、海外拠点を通じた現地企業との共同研究の促進、研究活動を英文で紹介するポータルサイト（e-bulletin）などを通じた国際的な研究広報を行う。また、海外協定校を中心とした人材交流を強化するため、平成33年度までに10名以上の事務職員を海外協定校に派遣、または受け入れる。

- ・【26-1】「D.C.&I.戦略」を踏まえ、100周年キャンパス UEC アライアンスセンターを活用し、企業との戦略的パートナーシップ構築の取組を推進する。
- ・【26-2】国際戦略室が中心となり、研究活動を英文で紹介するポータルサイト（e-Bulletin）などにより、国際的な研究広報を行うほか、海外の教育研究支援センター等を活用した広報活動などを実施する。
- ・【26-3】海外協定校等を中心に職員交流プログラムにより、事務職員を海外協定校に派遣、または受け入れる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営に関する目標を達成するための措置

【27】ガバナンス体制を強化するため、会計監査をはじめ、教育研究や社会貢献の状況など、大学の意思決定システムを含めた監事による監査を実施する。また、監事の業務が円滑に行われるよう、専任の職員を配置するなど内部監査室のサポート体制を充実させるとともに、監事と内部監査室による監事会を定期的に開催し、有機的な連携を行う。

- ・【27-1】監事の業務が円滑に行われるよう、内部監査室に専任の職員を配置しサポート体制を充実する。

【28】大学の運営が適正に行われるよう、経営協議会学外委員などの外部有識者からの意見や、監事監査報告、外部評価報告などを活用するとともに、経営戦略の立案及び実行のために、学内外の様々なデータの収集、分析及び可視化を行う「IR推進室」を創設し、学長の意思決定を支援する。

- ・【28-1】経営協議会学外委員の意見、監事、監査法人の監査結果を踏まえて、法人運営の改善を図る。
- ・【28-2】IR室が関係部署と連携し、データ収集・分析・可視化を行い、学長の意思決定を支援する。

【29】学長のリーダーシップの下、組織運営を改善し、戦略的・機動的な大学運営を実施するため、予算配分の在り方の検証と見直しや、学長裁量枠による教員標準数の拡大、柔軟な人事・給与制度などを行う。学長裁量枠による教員標準数については、戦略的な人事配置の自由度をあげ、毎年退職する教員の30%程度を学長裁量枠にシフトし、学長裁量枠の教員数を平成30年度までに35名に拡大する。柔軟な人事・給与制度については、研究者等が大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる「クロスアポイントメント制度」を導入し平成33年度までに適用者を延べ15名以上に増やすこととし、年俸制を拡大するため、公正かつ透明性のある業績評価による年俸制給与適用者を45名以上になるように増やす。また、女性の活躍を促進するため、平成33年度までに女性管理職の登用を全体の10%以上となるように増やす。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【29-1】教育研究職員の定年退職に係る員数は全て学長裁量分に振り替えることとし、学長のリーダーシップの下、間接経費による教員採用と合わせて、これらを原資とした戦略的教員配置を行い、研究活力の向上を図る。
- ・【29-2】クロスアポイントメント制度の適用者数を増やすため、制度適用者へのインセンティブの拡大、適用者所属組織へのインセンティブを設けるなど学内環境を整備する。
- ・【29-3】新規採用者については全て年俸制とし年俸制適用者を拡大する。
- ・【29-4】女性管理職については全体の10%以上を確保するよう努める。
- ・【29-5】学長のリーダーシップの下、戦略的・機動的な大学運営を実施するため、これまで実施しているすべての事業の取組に対して、その成果・実績等を踏まえた見直しを行い、更なる発展的継続や独立採算への転換等を求めた上で、真に必要なものに精査し、本学の強み・特色を発揮して、機能強化の更なる加速を図る取組に重点を置いた予算配分を行う。

【30】仕事と子育て等の両立支援を推進し、在宅勤務制度やサバティカル制度など、多様な勤務形態を可能とする柔軟な勤務制度を実施する。また、女性研究者の採用率を向上させるため、女性限定のテニユアトラック公募枠の設定や、女性研究者を採用した部局に対するインセンティブの付与などを実施する。

- ・【30-1】女性研究者の採用率を向上させるため、男女共同参画・ダイバーシティ戦略室の広報を通じて女性研究者の応募を促す。
- ・【30-2】女性研究者採用部局に対するインセンティブ付与に向けて準備する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【31】更なる先端的な教育研究を構築するため、新たな社会の要請や時代の流れに即応した柔軟な教育研究組織改革を実施する。また、平成33年度までに全教員の80%を教育研究センターや研究ステーションに所属させ、教育研究活動に従事させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【31-1】「D.C.&I.戦略」を踏まえ、研究インテグレーションプラットフォームの構築を進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【32】効率的・合理的な大学運営を行うため、各課等の業務内容や事務処理方法等を検証するとともに、アウトソーシングやICT化が可能な業務、更なる他大学との事務の共同業務があるかなどについて検討を行い、事務組織の見直しを含めた改善を実施する。

- ・【32-1】業務内容や事務処理方法等を検証するとともに、アウトソーシングやICT化が可能な業務について検討を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【33】外部研究資金、奨学寄附金を重点的・継続的に獲得するため、URA、産学連携コーディネーター、TLO（技術移転機関）などによる連携ネットワークを活用し、特に科学研究費助成事業に関しては、平成33年度までに新規採択率が40%以上となるよう、全学的な申請支援や獲得支援を展開する。また、電気通信大学（UEC）基金や広告料収入、講習料収入など多様な資金調達を行い、自己収入を確保する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【33-1】安定的かつ自立的な経営基盤を獲得するため、既存資源の有効活用や新たな財源獲得に向けた方策等について、他大学の先行事例等も調査しつつ関係部署を横断した全学的な検討を行い、自己収入確保に向けた取組を実施する。
- ・【33-2】「D.C.&I.戦略」を踏まえ、全学的な資金獲得の取組を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【34】一般管理費を抑制するため、予算の執行状況等を踏まえた一般管理費の予算配分を行うとともに、契約方法等の見直しや備品設備の活用改善、電気使用量等の調査・分析を実施し、コストを削減する。

- ・【34-1】一般管理費の執行状況について定期的に点検・検証を行い、関係部署との調整を通じたコスト管理の徹底、シーリング設定等により効率的、効果的な予算配分を行う。
- ・【34-2】共同調達、複数年契約など契約方法の見直し、電気需給契約の入札の実施、電気使用量等の調査・分析、省エネルギー対策の推進等により一般管理費を節減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【35】 効果的な資金運用を行うため、資金運用計画を作成し、計画的な運用に努めるとともに、金融機関の選定にあたっては入札方式で行い、最も高利率な金融機関を選定する。また、多摩地区5大学間において、引き続き資金の共同運用を実施する。

- ・【35-1】 効率的な資金運用に向けて、担当者のスキル等の向上に資するよう各種セミナーへの積極的な参加を促すとともに、外国籍の金融機関も視野に入れた選定を実施する。また、多摩地区5大学間における共同運用を含めた資金計画を引き続き作成し、計画的かつ効率的な運用を行う。

【36】 全学的視点から既存施設の有効活用を図るため、一元管理している大学施設について、施設マネジメントの基本方針に基づき、施設利用実態調査を年1回実施する。また、施設活用調整委員会を年4回程度実施し、オープンラボの確保、共同利用の推進及び重点分野等への戦略的なスペース配分を行うことにより、国際的な研究活動を強化する。オープンラボ及びインキュベーション施設の使用料、光熱水料等を徴収することにより、これら施設の運営に係る経費及び大学全体の教育研究の活性化のための財源を確保する。

- ・【36-1】 施設利用実態調査を年1回実施し、現状、課題、課題解決に向けた検討事項等を公表する。
- ・【36-2】 施設活用調整委員会にて学内施設の一層の有効活用に向けた教育研究スペース配分基準の見直しを行い、オープンラボの拡充、重点分野等への戦略的なスペース配分を行う。
- ・【36-3】 今後不足する維持管理費の一部を受益者負担により確保すると共に、戦略的なスペースマネジメント体制を構築し、学内施設の一層の有効活用を図るためスペースチャージ制度を導入する。
- ・【36-4】 オープンラボ制度の再構築など、施設の戦略的有効活用を促進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【37】 社会的な役割・責任を果たすため、教育研究の自己点検・評価及び外部評価、認証評価等を計画的に実施し、評価結果を教育研究や大学運営の改善に反映させるとともに、社会に対して適切に情報発信する。

- ・【37-1】 第3期中期目標期間の評価スケジュールに従い、令和3年度受審予定の大学機関別認証評価の準備作業を行う等各種評価に係る業務を計画的に実施する。また、第4期中期計画策定にかかる準備作業を行う。加えて、令和元年度法人評価結果について、大学ホームページ等を通じて情報発信する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【38】 大学情報を積極的に公表するため、広報センターが中心となり、社会にわかりやすい形で情報公開するよう、大学ポートレートの適切な内容更新、大学ホームページの見直し、広報誌、広報活動等を充実させる。

- ・【38-1】 大学ウェブページ、広報誌、オープンキャンパス、動画、大学ポートレートなどの各種メディアを活用することにより、教育活動や研究成果を社会にわかりやすい形で発信し、効果的な広報活動を行う。
- ・【38-2】 本学の研究成果を発信する英文コンテンツを作成し、海外へ積極的に配信する。

V その他業務運営の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【39】魅力ある教育研究環境の確保及び戦略的な施設設備の整備・維持保全を行うため、平成 29 年度までにキャンパスマスタープランの検証及び見直しを行う。また、大学施設の長寿命化のための中長期的な取組の方向性を定める計画を平成 28 年度までに策定するとともに、これに基づく個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた計画を平成 32 年度までに策定する。

- ・【39-1】「電気通信大学キャンパス施設マスタープラン 2018」、「電気通信大学インフラ長寿命化計画（行動計画・個別施設計画）」の検証を行い適切な施設整備、維持保全に努める。

【40】職員宿舎の跡地である 100 周年キャンパスを有効活用するため、外部資金を活用した産学連携施設、学生宿舎・職員宿舎を平成 28 年度までに整備し、国内外の学生や研究者、地域市民、産業界関係者などが集う魅力あるキャンパス環境を実現する。

- ・【40-1】平成 28 年度に整備した 100 周年キャンパスについて、魅力あるキャンパス環境を実現するために、入居学生の意見や意向を踏まえた方策を検討する。
- ・【40-2】「D.C.&I.戦略」を踏まえ、100 周年キャンパス UEC アライアンスセンターを活用し、企業との戦略的パートナーシップ構築の取組を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【41】安全なキャンパス環境を維持するため、安全に関する学内の巡視、安全教育・講習会、施設等の点検・整備などを確実に行う。また、安全管理体制を強化するため、地震等の大規模災害を想定した防災訓練、学生・教職員の携帯電話等へのメール配信により安否を確認する安否確認システムの送受信訓練を毎年実施するとともに、災害時におけるリスクの分析・評価・低減等の管理や危機管理マニュアルの見直しなどを行う。

- ・【41-1】これまでの防災訓練の実施から得た成果や反省点などを踏まえて、全学一斉の防災訓練を実施する。
- ・【41-2】危機管理マニュアルについて、本学の現状や社会情勢を踏まえてより実効性のあるものとなるよう見直す。
- ・【41-3】安全な就労環境を維持するため労働安全衛生法に基づく産業医及び衛生管理者による作業場巡視を法令に則って適正に実施する。
- ・【41-4】安全講習を実施するとともに、労働安全衛生、学生に対する安全教育、環境安全管理その他安全に関する事項を統合した全学的な安全管理体制の素案を作成し学内調整を行う。
- ・【41-5】学生支援センター内に学生安全教育支援室を設置し、業務体制を整えるとともに、全学一元的な安全管理体制の構築に向けた協議を関係の部署と進める。
- ・【41-6】大規模災害に備えた安全管理体制を強化するため、学生・教職員を対象とした安否確認システムの送受信訓練を実施する。職員については、新規採用職員の手続き時、研修会等で安否確認システムの登録について案内をし、未登録の職員に対しては、個々に登録を呼びかけ、登録率を向上させるよう取り組む。また、新入生については、入学式後に行う新入生研修のプログラムの 1 つとして、登録するよう案内をする。未登録の学生に対しては、定期的な未登録者宛の一斉メール及び掲示で登録手続きをとるよう周知し、登録率を向上させるよう取り組む。
- ・【41-7】学内施設の防災設備や危険箇所等の定期的な点検、調査を実施し問題のある箇所は速やかに対策を講じる。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【42】 会計経理の信頼性を含めた業務の効率的な実施等を行うため、学長を最高責任者とする内部統制体制によるモニタリング（日常・定期・随時）やコンプライアンス教育等を実施するとともに、役員会、内部監査室、監事及び会計監査人との協議会を定期的に開催し、コンプライアンス体制を継続的に確保する。

- ・【42-1】 会計経理に関する書類監査を随時行うほか、科学研究費補助金を含めた外部資金に重点を置いた監査を実施する。なお、監査業務の運用に当たっては、質的向上や簡素化にも留意する。また、役員、内部監査室、監事及び会計監査人による相互の連携を一層推進し、コンプライアンス・監査機能の強化を図る。
- ・【42-2】 内部統制体制によるモニタリングやコンプライアンス教育等を実施する。

【43】 本学のネットワーク及びそれに接続されたコンピュータなどの情報システム並びにネットワーク上の情報セキュリティ対策を強化するとともに、情報セキュリティポリシーに基づき、学生及び教職員への情報倫理教育を実施する。

- ・【43-1】 これまでの情報セキュリティ対策に加えて、以下の取組みを組織的に実施することにより、情報セキュリティ対策を強化する。
 - ・平成 29 年度末の全学教育研究基盤システム（ITC2018）の更新時に導入した標的型攻撃対策に有効な情報セキュリティ機器の安定的運用
 - ・令和 4 年 3 月（令和 3 年度末）の全学教育研究基盤システム（ITC2022）の更新に向けて次の取組を行う。
 - 1) 学内外における情報セキュリティ関連情報の収集と分析
 - 2) 情報セキュリティ関連サービスや機器の機能・性能・コスト評価と分析
 - 3) 情報セキュリティに関する学内ニーズの調査
- ・【43-2】 サイバーセキュリティ等教育・訓練、啓発活動として以下の取組みを継続して実施する。
 - ・学生及び教職員に対する情報セキュリティ研修及び e ラーニング教材による情報倫理教育、標的型攻撃メールの対応訓練
 - ・役職や責任等に応じた経営的視点を取り入れたセキュリティ研修やセキュリティ向上を図る専門的な研修

【44】 研究における不正行為、研究費の不正使用を未然に防止するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、全教職員に対する倫理教育及び啓発活動、組織の管理責任体制の検証、不正防止のための取組みを徹底する。

- ・【44-1】 研究費の不正使用を未然に防止するため、教職員に対する周知徹底、専攻等事務室を対象とした納品検収監査など、研究費の適正執行のための取組みを実施し、不正防止計画を推進する。
- ・【44-2】 研究不正を未然に防止するための全学的かつ組織的な取組を促進する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,246,073 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

・重要な財産を譲渡する計画はない。

2 重要な財産を担保に供する計画

・重要な財産を担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
 ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善
 に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
【施設整備費補助金】	総額 109	
・(調布) ライフライン再生(電気設備)		施設整備費補助金 (48)
・(調布) ライフライン再生(機械設備)		施設整備費補助金 (37)
【(独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金】		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設 費交付金 (24)
・小規模改修		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度
 合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

○戦略的人事配置

学長のリーダーシップの下、学内の人的資源を再配置し、体系的な教育研究実施体制の構築を行うなど、戦略的な人事配置の自由度をあげる。

○多様な人材の育成

若手教員に対するテニユアトラック制の推進、女性限定テニユアトラック公募の実施、外国人研究者の雇用促進を行うとともに、海外協定校を中心とした事務職員の人事交流を実施するなど、多様な人材を育成する。

○柔軟な人事・給与制度

教育研究の活性化を図るため、「クロスアポイントメント制度」を導入するとともに、年俸制適用者数を拡大する。

また、女性の活躍を促進するため、管理職等の指導的地位へ女性の登用を促進するとともに、仕事と子育て等の両立支援を推進し、在宅勤務制度やサバティカル制度など柔軟な勤務制度を実施する。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数 411人
また、任期付職員数の見込みを54人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 5,790百万円